

信号機の夜間点滅について

青 森 警 察 署
交 通 第 二 課

令和5年3月17日から問屋町の信号機が夜間点滅運用になります。

変更箇所

信号機の点滅運用

青森市問屋町二丁目10番3号の交差点に設置されている信号機の運用方法が夜間点滅となります。

点滅になる時間は毎日午後9時から午前3時までの間となります。

西側にある信号機は既に夜間点滅となっています。



交差点を進むときは必ず安全確認をしよう！

右の図のように、午後9時から午前3時までの間は、東西の信号機が黄色点滅、南北の信号機が赤色点滅になります。

信号機が黄色点滅の場合、自動車や軽車両等は他の交通に注意して進行することができます。

信号機が赤色点滅の場合、自動車や軽車両等は停止位置で一時停止し安全確認をしたのち進行することができます。

信号機が赤色点滅の時は必ず一時停止をして安全を確認しよう！



交通規制について具体的なご意見がある場合は、青森警察署交通第二課までご連絡をお願いします。

電話番号 017-723-0110